

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年5月15日

支出負担行為担当官

水戸地方法務局長 柳田 修

1 工事概要

- (1)工 事 名 水戸地方法務局取手出張所外灯改修工事
- (2)内 容 庁舎敷地に設置された既存の外灯を撤去し、新たに太陽光発電式LED外灯器具を設置するものである。
詳細は入札説明書及び仕様書のとおり
- (3)工 事 場 所 取手市宮和田1784番地1
- (4)工 期 契約締結日から平成30年9月30日（日）まで

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条に規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条における特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 平成29・30年度法務省競争参加資格において業種区分「電気工事」、資格区分「C」以上又は業種区分「建築一式工事」、資格区分「D」以上に格付されていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、法務省が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記2(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、平成7年1月23日付け法務省営第191号会

計課長通達「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の制定及び運用について」に基づく指名停止を受けていないこと。

- (5) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。（入札説明書参照）
- (6) 警察当局から、暴力団が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして排除要請があり、法務省大臣官房施設課長が契約の相手方として不相当であると認めていないこと。
- (7) 法務省が発注した工事について、予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る価格で契約し、かつ、当該工事の工事成績評定点が65点未満である場合には、その工事成績評価点の通知日の翌日から法務省が発注する工事の入札公告の日までの期間が1か月を経過していること。

3 入札手続等

(1) 連絡先

〒310-0011 水戸市三の丸一丁目1番42号
水戸地方法務局会計課 施設係 鬼澤
電話 029-227-9915(直通)

(2) 入札説明書等の入手期間及び入手方法

ア 入手期間

公告の日から平成30年5月31日（木）午後5時まで

イ 入手方法

上記（1）の場所における直接交付，若しくは郵送による。郵送による場合は事業者の郵便番号，住所，商号若しくは名称，担当者の所属部署，氏名を明記し，簡易書留料金分を加えた所定の料金（710円）分の切手を貼付した角形2号の封筒とともに，入札事項名，入札説明書の交付を希望する旨，担当者の電話番号，FAX番号及び封筒に明記すべき事項が記載された添書を同封すること。

また，郵便の不達等による責任は一切負わないので，郵送に要する期間を考慮の上，請求すること。

ウ 交付を受けた詳細図面等は，発注者の承諾なく公表又は使用してはならない。

(3) 入札，開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

ア 入札

(ア) 入札書の提出期限

平成30年6月26日（火）午後5時まで

(イ) 提出場所

上記（1）に同じ。

(ウ) 提出方法

上記（1）に郵送（必着）又は持参すること。

イ 開札

(ア) 日時

平成30年6月27日（水）午前10時

(イ) 場所

〒310-0011

茨城県水戸市三の丸一丁目1番42号

駿優教育会館6階

水戸地方法務局会議室

4 その他

(1) 手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、時間は日本標準時及び単位は計量法（平成4年法律第51号）による。

(2) 入札保証金

免除

(3) 契約保証金

納付(保管金の取扱店 日本銀行水戸代理店(常陽銀行本店))。ただし、利付国債の提供(保管有価証券の取扱店 日本銀行本店)又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(5) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序

を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(6) 手続における交渉の意図の有無

無

(7) 契約書の作成の要否

要

(8) 現場説明会

行わない。

(9) 関連情報を入手するための照会窓口

上記3(1)に同じ。